



よつば会だより

2017 年 4 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

新しい年度を迎えました。4月は、新入学、新入社など希望に満ちた変化の中で、新たな気持で目標に向かうときです。よつば会も精神障害者の家族として、不安や悩みをただ口にするだけでなく、子どもたちのために何ができるかを考え、具体的に行動していく、そんな新年度にしたいと考えています。よつば会だよりの今年1月号に、よつば会活動のマンネリ化の打破に取り組みたいと書きました。有言不実行にならないように、動きを作っていくつもりです。



精神科病院で不適切な治療薬投与が発覚



3月18日の中国新聞に、「統合失調症などの患者相手 パーキンソン病薬投与 福山友愛病院」という見出しの記事が掲載されました。記事によれば「昨年11~12月、統合失調症などの患者6人に、本来は必要のないパーキンソン病の治療薬『レキップ』を投与して、患者の一人は投与後、一時体調不良にもなった。投与は当時病院の理事で医師でもあった男性が、主治医でなかった患者に独断で処方した。薬の在庫処分が念頭にあった。このことが発覚したのは、病院関係者が2月8日に広島県健康対策課に、病院の行為を告発したから」ということでした。かなり以前から統合失調症の患者に対する抗精神病薬等の多種投与が問題視されており、2種類までを原則とする方向に向かいつつある中で、今回のようなことが平然と行われていたこと、それも在庫処分が念頭にあったということに、大きな怒りを覚えます。統合失調症当事者やその家族は、薬の投与に関しては専門家である医師を信頼して、任せきっていることが多いのですが、その信頼が大きく崩れるような今回の事件です。広島県と福山市は今後調査を進め、指導など対応を検討することになっていますが、他の精神科病院でも同様のことが行われていないかも監視してもらいたいものです。



2月の「家族のSST」の報告



2月22日に「家族のSST」を行いました。参加者はいつものメンバー8名で、5名が男性でした。会の始めの近況報告で、ある男性が耳の聞こえが悪いことを話しました。すると他の男性の一人からも、昨年11月に耳の聞こえが突然悪くなり、耳鼻科医院に行くと「突発性難聴」と言われたという話が出ました。この話を受けて残り3名の男性が、自分も難聴だとそれぞれ話し出し、5名の男性が揃いもそろって難聴ということで、しばらく話が弾みました。かなり以前から家族の高齢化が言われていますが、よつば会の会員も高齢化が進んでいることが、はからずも**難聴**という形で突きつけられた思いでした。

その後いつものように自由な会話で話が進みました。その中である母親から、子どもが「お母さんは注意ばかりする。少しは楽しいことも話してよと言うので、楽しいことなんか無いよと返してしまった」という話が出ました。これを聞いて他の参加者から「この子どもさんの言葉を、どう受け止めて、どのように返していったらよいかを皆で考えてみよう」という提案がなされました。どう受け止めるかについては「注意ばかりというのは母親への批判ではあるが、少しは楽しいことも話してよという言葉が続けているのは、母親との近い距離は保ってほしいという気持があるからではないか」という意見が出ました。「どのように返して」についてもいろいろ意見が出ましたが、省略します。「家族のSST」はこうした学びの場です。これからも皆さんと共に、学びを深めていきたいと思っています。

3月の活動報告

25日 当事者との交流会（尾道ふれあいの里）

29日 よつば会家族教室（市民センターむかいしま）

4月の活動予定



09日(日) 当事者との交流会（サロンよつば）

22日(土) 家族のSST（市民センターむかいしま）



成年後見制度講演会に参加して(そのII)



先月号に、成年後見制度の講演会の中で示された具体例の紹介をしました。今回は成年後見制度の内容について具体例と照らし合わせながら書いていきます。

成年後見制度は、判断する能力が十分でない人が、不利益を被らないように支援し、尊厳を守る制度の一つです。成年後見制度には、**任意後見制度**と**法定後見制度**の2種類の制度があります。**任意後見制度**は、現在は判断する能力のある人が対象で、将来判断する能力が低下したとき、誰に何を任せるかを決めておく制度です。**法定後見制度**は、すでに判断する能力が不十分な人が対象で、家庭裁判所から選任された支援者が、本人に不利益をもたらされないように支援していく制度です。支援者は本人の思いを大切にしながら財産や生活についての重要なことを考えていきます。

法定後見制度は、本人の判断する能力の程度によって、**後見・保佐・補助**の3つの類型に分れています。**後見**は、判断する能力が欠けているのが通常の状態の人、例えば釣銭の計算ができず援助が必要な人のとき。**保佐**は判断する能力が著しく不十分な人、例えば自動車購入や不動産売買などの重要な財産行為は、誰かの援助が必要と思われるような人のとき。**補助**は、判断する能力が不十分な人、例えば重要な財産行為をひとりではできないかもしれないが、できれば誰かの支えが必要なきに利用できます。**後見・保佐・補助**のそれぞれの支援者を、**成年後見人・保佐人・補助人**と呼び、まとめて**成年後見人等**と表します。具体例では「相談支援事業や作業所に相談して、成年後見制度を利用することにした。主治医に成年後見制度の利用を話すと、補助類型が妥当だろうと言われた」とあります。この3つの類型のどれを利用するかは、申立の際に書類に記入しなければなりません。その判断は家族にはちょっと難しいかもしれません。関係者や主治医に相談してみるといいでしょう。

具体例の中に「支援者に付与する同意権(先月号では誤って同意見となっていました)・取消権・代理権についても考えた」という箇所があります。これは法定後見制度での支援の方法に関わってのところですが、成年後見人等は、法律に定められる権限を行使することを通じて本人を支援します。法律に定められる権限が、**同意権・取消権・代理権**などです。**同意権**は、契約等の法律行為をするときに、成年後見人等が同意する権限のことです。例えば本人の結ぼうとする土地の売買契約に同意するなどです。**取消権**は、同意権を与えられている法律行為を、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った場合に、その行為を無効なものとして現状に戻す権限のことです。**代理権**は、本人に代わって契約などの法律行為を行う権限のことです。例えば、本人に代わって土地を売る契約を結ぶ、入院の手続きを行うことです。

法定後見制度の手続きに移ります。具体例では、「母親は早速、申立の準備をするため、家庭裁判所に連絡をした。主治医に成年後見用の診断書を依頼し、申立てに必要な書類を準備した」とあります。法定後見制度の利用の手続きは次の①～⑥になります。

- ① 家庭裁判所に連絡し、必要な書類を準備する。
- ② 家庭裁判所に申立
- ③ 家庭裁判所による調査・審問・鑑定・審判
- ④ 即時抗告
- ⑤ 審判確定・支援開始

申立に必要な書類は、申立書、申立事情説明書、本人事情説明書、後見人等候補者事情説明書、鑑定連絡票、同意書等。他に本人の戸籍謄本、財産目録・財産や収支についての資料、医師の診断書等です。

家庭裁判所に連絡すれば、細かく説明してくれるはずですが、字数が尽きて中途半端な説明となってしまいましたが、「サロンよつば」においでいただければ、もう少し詳しい説明はさせていただきます。(N.T)